

福島県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付要領

（目 的）

第 1 この実施要領は、未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付ける（以下「保育料一部貸付」）ことで、保育人材を確保することを目的にする。

（実施主体）

第 2 この保育料一部貸付事業は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

（貸付対象）

第 3 貸付の対象は以下（1）または（2）の要件を満たす者とする。ただし、保育士として週 20 時間以上の勤務を要することとする。

（1） 未就学児を持つ保育士であって、県内の以下の①から⑨に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

① 児童福祉法第 7 条に規定する保育所

② 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 号に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

イ ③に定める「認定こども園」への移行を予定している施設

③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」

④ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの

⑤ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの

⑥ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの

⑦ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

⑧ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

⑨ 企業主導型保育事業

（2） 県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

（貸付対象者の募集人数）

第 4 保育料一部貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の募集を行う人数は別に定める。

(貸付期間及び貸付額)

第5 保育料一部貸付の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 貸付期間

未就学児をもつ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所等に勤務を開始又は復帰した日から起算して1年間を限度とする。

(2) 貸付額

貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(貸付方法及び利子)

第6 保育料一部貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 保育料一部貸付の利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく保育料一部貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第7 申請者は、次の書類を別に定める期日までに県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育料の一部貸付申請書（様式1）
- (2) 住民票抄本（申請者、未就学児、連帯保証人）
- (3) 保育士証の写し
- (4) 施設型給付費・地域型保育給付費等利用者負担額決定通知書の写し
- (5) 連帯保証人の所得証明書又は源泉徴収票の写し
- (6) 雇用契約書等の写し（入社日及び週20時間以上の勤務が確認できるもの）
- (7) その他県社協会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第8 申請者は連帯保証人を立てるものとし、貸付対象者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた保育料一部貸付金の返還の債務を負担するものとする。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。

(審査及び決定)

第9 県社協会長は、申請者から提出のあった書類をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。

2 県社協会長は、前項による審査の結果を保育料の一部貸付（承認・不承認）決定通知書（様式2）により、貸付申請者に通知するものとする。なお、保育料に変更があった場合については、第21の1の(5)の貸付額変更申請書に基づき、貸付申請者に貸付金額の変更を通知するものとする。

(貸付に係る契約等)

第10 前第9により保育料一部貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。

- (1) 保育料の一部貸付金借用証書（様式3）
- (2) 保育料の一部貸付金送金口座（申込・変更）申請書（様式4）
- (3) 送金口座通帳の写し（コピー）
- (4) 個人情報の取扱に関する同意書（様式5）

(5) 印鑑登録証明書（発行より 3 ヶ月以内）

(6) その他県社協会長が必要と認める書類

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、保育料一部貸付を辞退したものとみなす。

（保育料一部貸付金の交付）

第 11 県社協会長は、第 10 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る保育料一部貸付金を交付するものとする。

2 保育料一部貸付金の交付は年 3 回分割（7 月、11 月、3 月）とし、申請者より申出のあった口座に振込により送金するものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第 12 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

(1) 保育所等を退職したとき

(2) 保育料一部貸付を辞退したとき。

(3) 虚偽その他不正な方法により保育料一部貸付を受けたことが明らかになったとき。

(4) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたとみとめられるとき。

(5) 疾病その他の理由により休職したとき。

(6) 死亡したとき。

(7) その他保育料一部貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（返還債務の当然免除）

第 13 県社協会長は、借受人が福島県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし当該業務従事期間には算入しない）これらの業務に従事した時は貸し付けた保育料一部貸付に係る返還債務を免除できるものとする。

ただし、法人、施設・事業所等における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間についても本条に定める期間に含めることができる。

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

（返還債務の履行猶予）

第 14 県社協会長は、借受人が福島県内の保育所等の業務に従事しているとき、または災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができるものとする。

（返還猶予の申請等）

第 15 借受人は、第 14 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

(1) 保育料の一部貸付金返還猶予申請書（様式 6）

(2) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ保育料の一部貸付金返還猶予申請結果通知書（様式 7）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 16 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた保育料一部貸付（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた保育料の一部貸付金を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、保育料一部貸付を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- (3) 福島県内において保育士業務に 1 年以上従事したときは返還債務の額の一部。

(返還債務の免除の申請等)

第 17 借受人は、第 13 及び第 16 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 保育料の一部貸付金返還免除申請書（様式 8）
 - (2) 業務従事届（様式 9）
 - (3) 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため申請する場合は、その事実を証明する書類（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）
 - (4) その他県社協会長が必要と認める書類
- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、審査のうえ、保育料の一部貸付金返還免除申請結果通知書（様式 10）により、その結果を借受人に通知するものとする。

(勤務期間の計算)

第 18 保育料一部貸付の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返 還)

第 19 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた保育料一部貸付金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 当該施設・事業所に就業から 2 年以内に退職した場合
 - (2) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であって、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 14 による返還債務の履行が猶予された期間と、返還免除対象業務を合算した期間とする。ただし、5 年を上限とする。
- 3 前 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により保育料一部貸付金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた保育料一部貸付金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、前 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に保育料の一部貸付金返還計画書（様式 11）を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前 4 項の返還計画に基づき、保育料の一部貸付金返還通知書（様式 12）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

- 第 20 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付けた保育料一部貸付金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 2 前項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。
- 3 前項に規定する延滞利子の計算は、年 365 日として計算するものとする。

(届出義務)

- 第 21 借受人は、貸付けた保育料一部貸付の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。
- (1) 借受人又は連帯保証人が住所、氏名を変更したとき。(様式 13)
- (2) 資金の貸付を辞退するとき。(様式 14)
- (3) 退職したとき。(様式 15)
- (4) 休職、復職、停職したとき。(様式 16)
- (5) 保育料の変更があったとき。(様式 18)
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。
- 3 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年 1 回在職証明書(様式 17)を県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

- 第 22 県社協会長は、第 21 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、保育料一部貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に貸付要件に該当することとなった者から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。